

No.1 ○豊明市議会定例会会議録(第4号)

平成19年6月11日

1. 出席議員

| | | | |
|-----|--------------|-----|--------------|
| 1番 | 毛 受 明 宏 議員 | 2番 | 近 藤 郁 子 議員 |
| 3番 | 中 村 定 志 議員 | 4番 | 杉 浦 光 男 議員 |
| 5番 | 榊 原 杏 子 議員 | 6番 | 山 盛 左 千 江 議員 |
| 7番 | 三 浦 桂 司 議員 | 8番 | 平 野 龍 司 議員 |
| 9番 | 山 田 英 明 議員 | 10番 | 石 橋 敏 明 議員 |
| 11番 | 平 野 敬 祐 議員 | 12番 | 村 山 金 敏 議員 |
| 13番 | 前 山 美 恵 子 議員 | 14番 | 一 色 美 智 子 議員 |
| 15番 | 松 山 廣 見 議員 | 16番 | 安 井 明 議員 |
| 17番 | 伊 藤 清 議員 | 18番 | 堀 田 勝 司 議員 |
| 19番 | 坂 下 勝 保 議員 | 20番 | 矢 野 清 實 議員 |
| 21番 | 月 岡 修 一 議員 | 22番 | 石 川 清 康 議員 |

2. 欠席議員

なし

3. 職務のため出席した議会事務局職員の職、氏名

| | | | |
|--------|-----------|---------|-----------|
| 議会事務局長 | 川 村 敏 治 君 | 次長兼議事課長 | 神 谷 清 貴 君 |
| 庶務担当係長 | 深 谷 義 己 君 | 議事担当係長 | 成 田 宏 君 |

4. 説明のため出席した者の職、氏名

| | | | |
|----------------|-----------|----------------|-------------|
| 市 長 | 相 羽 英 勝 君 | 副 市 長 | 石 川 源 一 君 |
| 収 入 役 | 辰 野 勝 五 君 | 教 育 長 | 青 木 三 芳 君 |
| 企画部長 | 宮 田 恒 治 君 | 総務部長 | 山 本 末 富 君 |
| 市民部長 | 後 藤 学 君 | 健康福祉部長 | 寺 嶋 正 男 君 |
| 経済建設部長 | 山 崎 力 君 | 出納室長 | 野 村 義 二 君 |
| 消 防 長 | 近 藤 和 則 君 | 教育部長 | 野 田 誠 君 |
| 総務部次長 兼総務課長 | 平 野 隆 君 | 市民部次長 兼環境課長 | 柴 田 二 三 夫 君 |
| 健康福祉部次長 | 濱 嶋 義 和 君 | 経済建設部次長 | 高 橋 芳 行 君 |

兼高齢者福祉課長

兼下水道課長

企画政策課長 横山孝三君

財政課長

加藤隆之君

監査委員事務局長 近藤伸之君

5. 議事日程

(1) 一般質問

山盛左千江 議員

榊原 杏子 議員

6. 本日の会議に付した案件

議事日程に同じ

午前10時開議

No.2 ○議長(堀田勝司議員)

皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員 22 名でございます。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付いたしました議事日程表に従い会議を進めます。

日程1、一般質問に入ります。

最初に6番 山盛左千江議員、登壇にてお願いいたします。

No.3 ○6番(山盛左千江議員)

それでは、一般質問を始めます。

今回は3つの質問を行います。まず、相羽新市長にお伺いいたします。

今回の統一地方選挙から公職選挙法が改正され、マニフェスト型選挙が一気に進みました。本市の市長選も両候補者がマニフェストを作成され、政策で有権者に選択を求める政策選挙が展開されました。他市が投票率を下げる中、本市はわずかですが投票率を上げ、市民の政治への関心が高まったことは大きな成果だと思っております。市長は予算編成とその執行という大きな権限を有し、市全体の統括者であります。自分を支持するしないにかかわらず、次世代を含めた市民の暮らしを守る責任を負うことは、いまさら私が申し上げるまでもございません。選挙は市民との契約とも言えます。これからの4年間、マニフェストの実現はもとより、市民と豊明市の未来のために、その責務を全うしていただけるものと期待しております。そこで、2つ質問をいたします。

1つ目、自治体は計画行政であり、総合計画などを作成し、それをもとに実施計画がつく

られ、実施計画に沿って予算が編成されていきます。公約を実現するには市の計画やプランに載せておくことが必要です。市長は具体的なマニフェストを幾つか掲げられておりますが、それらを市の計画に追加あるいは修正を加えるように指示はなさいますか。また、具体的に示されていない政策もあります。そうした政策の実現方法をお伺いいたします。

2つ目、当選後の新聞記事に「小さくても光る市へ全力」とありました。他市に遅れをとらないだけでなく、他市に誇れる事業、マスコミからも注目され、豊明市への転入者が増える事業への取り組みが期待されます。「きらっと光る豊明市」とはどういうことでしょうか。市長が考えておられる事業やPR方法についてお聞かせください。

質問の2つ目、下水道料金の値上げについてお伺いいたします。

「公共下水道事業のすすめ方検討委員会」の意見書によりますと、本市の下水道使用料は平成15年度から3年間の平均単価、1立法メートル当たり82円は、県内で下から4番目に安く、維持管理費すら全額回収できていないとありました。このことは、6月の広報で「下水道の財政」と題した記事でも掲載されておりました。維持管理費は汚水の処理にかかる費用、マンホールポンプの保守点検や管の営繕工事などが主ですが、平成17年度については管の入れかえ工事を控えたこともあり、維持管理費用の1立方メートル単価は79.6円となり、若干の黒字になっていると言えます。

下水道料金値上げの話は、調整区域への事業拡大を検討する中で、財源確保の問題から出てきたようです。下水道建設費は国庫補助以外、ほとんどが借金で賄われ、17年度決算時点で借金の残高は121億円に膨らんでおります。その返済額は平成28年ごろまで約8億円程度の高い状態で推移し、返済は全額一般会計からの繰り入れで補われています。一般会計自体が財源確保に苦勞する状態になり、もう繰り入れには頼れないということでしょうか。調整区域への拡大の前に下水道財政の健全化を優先する必要があるとなったわけですか。第5次行政改革にも料金の値上げが上げられており、単価110円の場合、2億7,540万円の市民負担増。130円に値上げした場合、4億7,340万円の負担増が見込まれ、平成20年から実施と現実的な行政改革計画となっております。そこで、3点質問いたします。

1点目、値上げ額110円、130円の根拠について説明を求めます。

2点目、20年前に供用した地区と、昨年やっと供用したばかりの地区を同率で値上げせず、段階的にするよう求めます。

3点目、下水道会計の健全化と調整区域への事業実施時期のバランスはどのように考えておられますか、お聞きいたします。

質問の3つ目、ファミリーサポート事業のサービス拡充を求めてお伺いいたします。

ファミリーサポート事業は仕事と子育てや介護の両立を支援するため、平成6年、当時の労働省が構想し、全国で設立されてまいりました。子育てや介護の援助を受けたい人、依頼会員と援助を行いたい人、協力会員がそれぞれに登録をし、依頼会員が援助してくれた会員に直接利用料を支払う仕組みです。現在は子育て支援が主となっており、本市

も仕事と育児の両立支援と産後のヘルパー派遣業務などの育児支援に絞って実施をしております。愛知県内で自治体が介護援助をファミリーサポート事業として行っているケースはないようですが、高浜市が社協の事業としてふれあいサービスを実施しています。岐阜県では唯一、中津川市が行っていました。それらの利用の割合は高浜市は育児支援 11 件に対し、障害者 957 件、介護援助 1,660 件、中津川市は育児 805 件に対し介護は 5,436 件で、ともに介護援助が多くを占めています。当市も事業を拡大すれば、お年寄りの見守り、ひとり暮らしの高齢者の家事や通院の付き添い、安否確認など、ニーズはたくさん出てくると思われます。

また、障害児の放課後のサポート体制が十分ではないため、児童クラブには入れてもらえない。児童館に遊びに行くにも介護つきが条件になったりと、どうしても家庭内に閉じこもりがちになり、家族の負担が重く、障害者の依頼は平成 18 年に 130 件と増加傾向にあるようです。

市は登録の手続、コーディネートの業務だけで、サービス料は当事者間で支払いますから、事業拡充による市の負担が膨らむ心配はありません。高齢者や障害者を抱える家庭が安心して働き続けられるよう、また介護保険や支援費制度の隙間を埋めるサービスとして、豊明市もファミリーサポート事業を充実してはいかがでしょうか、質問いたします。

以上、壇上での質問を終わります。

No.4 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

相羽市長。

No.5 ○市長(相羽英勝君)

それでは、ただいま山盛議員の方からご質問のありました件について、少しかいつまんで答弁をさせていただきたいと思えます。

まず第1に、私のマニフェストでございますけれども、こういうマニフェストを出させていただきました。この内容は、一つはお金が伴うもの、それからもう一つの考え方としては生産性を上げるというか、効率を上げる、サービス性を上げる、そういう両面、質的な向上の面ですね、この両面にわたってのお約束と、こういうご理解をいただきたいなと思っております。

まず、山盛議員の方から今回、このマニフェストの実行のために、3月に策定された予算についての追加の計画を載せる考え方があるかどうかと、こういうお話でございます。これは現在、できるものは早期にやってまいりたいと思っておりますし、私も素人ながらにこのマニフェストをつくるときに、豊明市の 19 年度予算も若干は素人なりに配慮したつもりでございます。したがって、連動していないという部分についてももちろんありますけれども、連動している部分がかかなりあります。その部分についてはできるだけ早い時期、つまり6月以降、

しっかり実態を精査した上で早いものは即対応という、車の件等は即、自分のことですからやらせていただいております。これはお金も何もかからないわけですから、そういうお約束はさせていただきます。

それでお金のかかるものについては、まず実態をきちんとつかまなければいけない。この実態をきちんとつかむということについて、私は一つの今大きな課題に立ち向かっているわけであります。やはり市の会計業務といいたまいますか、財政をきちんとつかむということに対して、なかなかわかりにくいところがございまして、現在どちらかという、かいつまんでいうと、業務別の会計処理になっています。例えば総務、あるいは健康福祉部、そういう目的別の、仕事別の会計で処理という格好でデータを把握する。今度はそれを目的別といいたまいますか、用途別といいたまいますか、そういうものは例えば同じ人件費でも科目が違ってくる。あるいは情報システムの費用もそれぞれの部門でそれぞれの処理がなされる。そうすると、結果的にはITで幾らトータル的にかかっているかということをつかみたいということになれば、それを串刺しにするということが今なかなか難しい。そういう状況になっております。

恐らく会社を経営してみえる、あるいはサラリーマンの経験のある方は、基本的には部門別の会計があつて、その総合的なトータル会計処理があつて、中は科目別になるはずで、人件費でも、例えば基本給とか、あるいは時間外勤務とか、そういうふうになるはずで、時間外勤務だけをつかもうと思えば、すつとつかめるというのが、民間の一般の会計処理であります。例えばコンピューターにかかる費用をつかみたいというと、総務部が幾ら、人事部が幾ら、あるいは第1営業部が幾らというふうになるわけですが、そこら辺のところを今一生懸命つかんでおります。それで、その会計処理も含めて、私は今実態をつかみかけているわけでありましてけれども、とりあえず先週、議員の皆さん方のご質問に対する私の答弁では、できるものはやらせていただくという、医療費の関係、それから妊産婦健診の関係とか、そういうものについては一応めんど、取り組みの時期というものはご答弁をさせていただきます。

したがって、私があと大きなテーマとして上げていますのは職員の意識改革、この部分も前山議員の質問のときにもお話をいたしましたけれども、現在職員が550名前後おられるわけでありましてけれども、この人材をいかに有効かつ効果的に、それぞれの職員が働きがい、生きがいを持って働けるような環境をつくるかということに尽きると思います。

それはやはり今までの与えられた仕事を滞りなく進めるということは当たり前でありますけれども、それに加えて自分の能力を向上させる、あるいは仕事の能力をワイド化する、あるいはスピードアップを図る。そういう部分で、私の公約としては550人の方が1日10%ぐらいの生産性というのを簡単に上げることができるという考え方をしております。したがって、この550人のうちの55名ぐらいの生産性は簡単に上げることができる。これはこれから職員の皆さんと一緒に、1日8時間、仕事をしているわけでありまして、その8時間のうちの1割、これぐらいのことはいろいろ意識改革、あるいは仕事の縦割りから横割り行政、あるいは前例踏襲型から新しいやり方に変えていく。あるいは小集団活動を実

行していく。実は今、市役所の中でグッジョブといって小集団活動を進めている実績を見させていただきました。これについても民間との取り組みということからいきますと、随分変わってきますけれども、あくまでも私はデータだとか事実だとか現物だとか、そういうものに基づいた取り組みをしたいということで取り組んでまいります。

したがって今回、予算にこの部分を新たに補正として具体的に組みこませてもらうということを、今のところは考えております。私のできる範囲内のことはそのまま実行させていただく。公約というのは、4年のうちのできるだけ早期に達成をしなければいけない、実現をしなければいけないということは、十分承知はいたしております。

それから、2つ目に「きらっと光るまちをつくりたい」というお話をさせていただきました。これの基本はあくまでも差別化ということでありまして。豊明市の中に、いろいろデータを見させていただきますと、やはり近隣市町あるいは全国に対して評価できる部分もあるわけがあります。そういうものをきちんと精査して抜き出して、そういうものを小さく産んで大きく育てるといような考え方で、一つはいきたいというふうに思っております。

それからもう一つは、皆さんにもご協力をいただきながら進めております有機循環型の社会でございます。これについても道半ばというのが現状だろうと思っております。この部分でできるだけわかりやすく、しかも市民の皆さんに理解をしていただいて、成果を上げられるような有機循環型の社会に早くもっていくということが、今大事だというふうに思っております。これも全国に先駆けての提案に対して皆さんのご理解をいただいて、主導的な役割を果たしていただいたわけでございますから、ぜひ有機循環型社会の豊明市の仕組みについて成果を出して、そういう認めていただけるような形にしたいと思っております。

あるいは今、議員からもご指摘のありました福祉の問題について、あるいは行政の効率の問題について、あるいは行政の仕事のリードタイムについて、あるいはサービス性について、これからいろいろ豊明市としての特徴を全面に出していくようなことを考えていく必要があるわけですね。もちろんマスコミの力も借りる必要があるわけですね。マスコミに取り上げていただけないようなものは、やはりきらっと光るということにはならないというように思いますので、こういう部分についてもきちんと目配りをしながら、今それじゃ何と何をやるんだということになろうかと思っておりますが、少し時間をいただいて、そういうものを3つ、4つ、具体的なものを挙げさせていただきますので、そういう中でひとつご理解をいただきたいというように思います。

私の方のご質問については以上でお答えとさせていただきます。

その他医療費の問題とか、あるいは妊産婦健診の問題とかは、先週答弁をさせていただきましたので、割愛をさせていただきます。

以上です。

No.6 ○議長(堀田勝司議員)

宮田企画部長。

No.7 ○企画部長(宮田恒治君)

山盛議員から、先ほど市長のマニフェストについて計画を変更する必要があるかどうかというお尋ねでありましたので、その分について回答いたします。

今回の市長のマニフェストでは、市政改革について5つの基本政策を掲げてあります。その5つとは1番 教育、2番 少子、高齢化、3番 危機安全管理、4番 環境、福祉、5番 元気な「まち」を創る生活と文化の5つの項目でありました。

本市のまちづくりの基本であります第4次総合計画における基本計画には、この5つの基本計画が概ね掲載されておりますので、この総合計画の計画を変える必要はないと考えております。マニフェストの実現のためには、毎年の実施計画に載せていくことで、その成果を上げていきたいと考えております。

以上で終わります。

No.8 ○議長(堀田勝司議員)

山崎経済建設部長。

No.9 ○経済建設部長(山崎 力君)

下水道使用料に関して3点ほど質問をいただきましたので、お答えを申し上げたいと思います。

1番目の値上げ額 110 円、130 円の根拠ということでございますが、この 110 円、130 円は、行革の折にも数字を出させていただいております。まあそれを見られたと思いますが、これはあくまでシミュレーションということで設定をさせていただきました。

この 110 円というのは、愛知県の下水道使用料の平均単価をということで 110 円。それから 130 円は、全国規模でいいますと人口5万人程度の都市の平均使用料ということで、110 円、130 円ということでございます。

それから、2番目の 20 年前に供用開始した地区と、供用開始したばかりの地区を同率ということでは、いかがかということでございますが、この件に関しましては、区域を小さく狭めることによって、いろんな事務が複雑化するということが考えられます。それとサービスを受ける側といいますか、使用者側にとってみますと、同じ下水道のサービスを受けるということになりますので、不公平感を与えるのではないかとこのように考えておりますので、改定ということになれば全体で考えていきたいというふうに考えております。

3番目の下水道会計の健全化と調整区域への実施のバランスはどうかというようなご質問だと思いますが、まずは今の下水道会計の健全化が大優先でございますので、健全化に向けた検討をまいります。

それから、市街化調整区域への展開は、適正な時期を見て決定するというふうになるかというふうに考えておりますので、よろしく申し上げます。

終わります。

No.10 ○議長(堀田勝司議員)

寺嶋健康福祉部長。

No.11 ○健康福祉部長(寺嶋正男君)

それでは、ファミリーサポート事業のサービス拡大、拡充を求めるといふご提言でございますが、お答えいたします。

本市のファミリーサポートセンターは、議員もご承知のように平成15年1月の開設以来、大変多くのご利用をいただいております。本年4月1日現在、依頼会員が320名、提供会員101名、両方会員46名、合計467名の会員登録があります。

18年度の活動実績につきましては、2,846件ということで、前年度と比べて21.7%の増ということで、年々20%以上の増加傾向にございます。会員数、活動件数ともに高い水準にあるのではないかと考えております。

ただ、議員のご指摘のとおり、現在は子育て支援が活動の主になっておりますのが現実でございます。昨年10月からは産褥ヘルパー派遣制度を取り入れまして、ヘルパー会員19名で、9件の利用実績がございました。障害児の利用につきましても、130件の送迎実績があります。障害の状況によっては、受け入れ困難な場合がありますけれども、提供会員の研修を図るなどして、サービスの充実に努めてまいりたいと思っております。少子化対策は国の重要施策でもありますので、ファミリーサポート事業につきましては、当面は子育て支援を中心に事業を進めてまいりたいと思っております。

なお、議員からご提言のありました高浜市とか中津川市の状況も調べさせていただきました。高浜市については、逆に子育てのいわゆる育児支援がほとんどなく、介護に特化しているということでありますけれども、そのうちの介護につきましても、半数以上が移送サービスという内容になっております。それぞれの自治体がそれぞれの地域の状況に応じて、いろんな施策を展開していくということでありますし、高浜市は障害者については、本市と同じくタクシーチケットのサービスもしておりますけれども、介護についてはそういうような制度もございません。本市の場合は、介護についてもタクシーの初乗り料金のサービスも展開しておりますし、外出支援につきましては、ひまわりバス等を利用させていただくということで、いろんな事業を展開しております。このファミリーサポート事業につきましては、当面は先ほど申し上げましたように、子育て支援を中心にしたいということでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上であります。

No.12 ○議長(堀田勝司議員)

一通り答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

山盛左千江議員。

No.13 ○6番(山盛左千江議員)

それでは、ファミリーサポートの方から再質問をさせていただきます。

今の答弁から、障害児の方は今後も実施していくけれども、高齢者の方は行わないということによろしいのでしょうか。障害児の方は、特に障害児の受け入れというか、サポートを行いますというような明記をした上で事業を展開していかれるのか、その点についてお願いいたします。

No.14 ○議長(堀田勝司議員)

寺嶋健康福祉部長。

No.15 ○健康福祉部長(寺嶋正男君)

現在同様、その状況に応じて障害児の方も対応させていただくということでございます。

No.16 ○議長(堀田勝司議員)

再質問がありましたら、挙手を願います。

山盛左千江議員。

No.17 ○6番(山盛左千江議員)

ということは、障害児も受け入れるということは書かないけれども、相談があったら受けるといことなんですか。受け入れ体制が整えば、障害児OKというふうに書かないと、せっかくの研修が生かされないと思いますけれども、ちょっとその辺が今の答弁でははっきりしてまいりません。

それから、確かに少子化も重要なんですけれども、じゃ高齢化が重要でないかという、そうではなくて、高齢化が進むと、特に老老介護だとか、それから独居の方が増えてまいりますし、昼間独居というんですか、そういった方も増えてくると思います。

豊明市はそれぞれにいろいろサービスを行っていらっしゃるということは十分承知しておりますけれども、市民の大きな不安材料がこの老後のことなわけです。介護保険の対象にはならないけれどもという人たちのために、市として高齢者のファミリーサポート事業もつけ加えたらどうですかというふうにお伺いしたわけですから。その点については再度、ご答弁をお願いいたします。

No.18 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

寺嶋健康福祉部長。

No.19 ○健康福祉部長(寺嶋正男君)

介護の関係につきましては現在、高齢者自立支援事業ということで実施しております。ファミリーサポートセンターの事業としては、実施しておりませんが、健康福祉部といたしましては、高齢者福祉課を中心に介護サービスの充実に努めていきたいということでございます。

なお、全国的にもファミリーサポート事業の中で余り実施されていないということの理由の一つには、国の補助対象ということで、16年度までは育児と介護が補助対象ということでございましたけれども、17年度より介護については補助対象外ということになっておりますので、現在も全国的にわずかな市町村でファミリーサポートとして実施されているのは、市単独の事業でやってみえるのではないかと考えております。ですから、それぞれの施策について、それぞれの事業で展開していくということでご理解をいただきたいと思っております。

以上です。

No.20 ○議長(堀田勝司議員)

再質問がありましたら、挙手を願います。

山盛左千江議員。

No.21 ○6番(山盛左千江議員)

たまたま昨日の新聞に、「近所支えあい進化」とか言って、ちょうどファミサポではないんですけども、仕組みは同じで、それぞれが会員になって助け合うという記事が載っていました。大切なのは住民同士が自力で支え合うこと、私の仕事はそうした関係づくりを進めることだというような活動する人のコメントがついていたんですけども、これからは何でも自治体に頼るのではなくて、住民相互で助け合うというか、そういった社会を築いていかなければいけないというのは、もう今さら言うまでもないんですけども、それを何か仕組みにしていけないと、制度にしていけないと、その気持ちがあってもなかなか活動が進みませんので、例えばファミリーサポート事業の中で、こういった部門を一つ増やされたらいいんじゃないかと思って提案をしております。

「近隣市町がやっていない」というふうに言われるんですけども、例えば日進にしても、東郷にしても、大府にしても、豊明市の高齢化率と比較すると、豊明市はぐっと高いんですよ。これからますます高くなっていくというふうに心配されていて、だからこそ予防事業にも力を入れようというふうに市は考えていらっしゃるわけです。であるならば、近隣がやってないからではなくて、近隣はやってないけれども、こういった事業にいち早く着目して、サービスを展開していかなければいけないんじゃないかと思っております。

特に、壇上の質問の中でも言いましたけれども、利用料はそれぞれの会員さんが払ったり受け取ったりするものですから、市に予算が大きく必要になってくるわけではないわけです。現在のファミリーサポート事業をちょっと調べましたけれども、1カ月当たり平均35件前後のサービスのニーズがあるというか、業務は3人で行っていらっしゃるわけです。そうすると平均すると1日、1〜2件のコーディネート業務が発生しているということなんです。3人で1〜2件というのは、かなりゆったりとした感じのように思えるわけです。高齢者や、また障害児、障害者に拡大していかれても、人件費についても大きく伸びるということも考えられませんので、ご提案をいたしました。よろしく願いいたします。

No.22 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

寺嶋健康福祉部長。

No.23 ○健康福祉部長(寺嶋正男君)

今、議員がご提言の昨日の朝日新聞に載りました長野県駒ヶ根市の「お助け宅福便」ですか、近所の支えあい進化、ただ有償、気兼ね要らずで好評であるというような記事が載っておりましたことは承知しております。

それで、議員もご承知だと思いますけれども、やはり向こう3軒両隣ということで、一昨年からは社会福祉協議会ではかなりそれについても力を入れて、市も協同していろいろと施策を考えておまして、特に今年度につきましては、社会福祉協議会の事業として、支えのまちづくり事業への助成金の交付要綱もされまして、地域のひとり暮らしの高齢者や子育て中の方が気軽に集まる場所をつくったり、閉じこもりや孤立を防ぐというようなことについての助成をすることにいたしております。また、ひとり暮らしの高齢者世帯、寝たきりの方や在宅の障害者のお宅へ訪問や電話などで声かけをして安否の確認をしたり、要援護者のごみ出しをしたり、買い物や食事、送迎等による支援をするということに対しても、社会福祉協議会として支援をしていく。

ただ、地域でお互いに協力しあってやっていただくという形で、これは本人にとっては有償ではないので、そのあたりが難しいところがございますけれども、有償で気兼ねなくやれる場合と、無償でもお互いお隣さん、近所が力を合わせて支援していただく方法、それらをいろいろと工夫した中で、何でもかんでも有償とかではなくて、向こう3軒両隣の精神でやっていくことを今目指して、特に社会福祉協議会の方は昨年度、地域福祉活動計画も策定して、そういう中で地域の方からいろいろとお話を受けた中で、こういう新しい制度を設けております。それらも活用しながら実施していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

No.24 ○議長(堀田勝司議員)

再質問がありましたら、挙手を願います。

山盛左千江議員。

No.25 ○6番(山盛左千江議員)

社協の地域福祉計画を見せていただきました。ふれあいサロンとか、そういった地域の活動に対して年間1町内会にというか、2万円補助するというようなものでした。それも結構でしょう。今有償無償、いろいろ工夫して活用しておっしゃいました。その工夫の中にこういったファミリーサポートの高齢者介護も含めていただければというふうに感じております。やれば必ずニーズは伸びてくると思いますし、有償のよさというのは責任があるということ、それからお互いに気兼ねなく依頼ができるというメリットもあるわけです。だからこ子育て支援も無償ではなく、有償のこういったサービスを始められたわけです。子育てできて介護できないという理由はございませんので、頭を柔らかくしていただいて、今後研究なり、検討なり進めていただければ、豊明市の福祉の向上になると思いますので、よろしく願いいたします。

下水道の方に移りますけれども、今 110 円、130 円というのは、あくまでもシミュレーションだというふうに言われました。ということは、行革の中に掲げられている数字は、余りとらわれなくてもいいということなんでしょうか。では、これから幾らに値上げするのかは、どのように決めていかれるのか。例えば維持管理費にかかる費用は幾らぐらいを今考えていらっしゃるのか。それからこちらの広報にも書いてありましたけれども、資本費というのは、どのぐらいを料金に入れるつもりで考えていかれるのか、お願いいたします。

No.26 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

山崎経済建設部長。

No.27 ○経済建設部長(山崎 力君)

110 円、130 円は先ほど申し上げましたとおり、あくまでシミュレーションということで考えておきまして、アクションプランの方でもこういった形で目標を持っておりますので、そういった形では検討をしてみたいと思っておりますが、今維持管理費については、これは平均でございますので、立米 90 円ぐらいの予定ということになろうかと思っております。

それから、資本費をどの程度ということでございますが、これはいろいろ考え方がございます。国の方から示された指針等、公営企業に関することとか、それから公金等の考え方がございますので、最終的には資本費をどの程度、どのぐらい使用者、いわゆる利用されている方々に負担をさせていただくかということが一番問題になると思います。そこら辺を今検討させていただいている段階でございます。

No.28 ○議長(堀田勝司議員)

再質問がありましたら、挙手を願います。

山盛左千江議員。

No.29 ○6番(山盛左千江議員)

維持管理費の約 90 円ぐらいということは、今の総汚水量というのですか、それが 450 トンというふうに伺いました。それで、さっき壇上でも言いましたけれども、最低限維持管理に必要な汚水の処理とか、そういったのだけで計算すると 80 円を切るわけです。それが 3 億 5,000 万円ぐらいでしたか。3 億 5,000 万円の処理費を 450 トンで割ると、本当は 80 円になるんですよ、82 円でしたか。それに 90 円ぐらい必要だというのは、さらに管が古くなってくるので入れかえが必要だから、90 円ぐらいは必要だというふうに考えていらっしゃるのだと思うんですけれども、それでよかったですか。

No.30 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

山崎経済建設部長。

No.31 ○経済建設部長(山崎 力君)

七十幾らと9円と言われた数字については、これはある年の維持管理費だと思いますが、これは維持管理費そのものは、今おっしゃられるようにその年々によっても管を入れかえたり、改修したりということがございますので、一定ではございません。したがって 90 円というのは、今おっしゃられるようなことも含めて、90 円程度ということ想定しているわけです。

No.32 ○議長(堀田勝司議員)

再質問がありましたら、挙手を願います。

山盛左千江議員。

No.33 ○6番(山盛左千江議員)

そういったことを、まあ資本費をどれから入れていくかということも、これから考えるということなんですけれども、料金を決めるのはいつごろまでに、どんなスケジュールで決めていかれるつもりなんでしょうか。行革によると 20 年 4 月からになっているものですから、そうすると決めて、議会にかけて、市民に周知してと、かなり時間が必要だと思うんですけれども、今まだ資本費についても検討中だということですが、スケジュールについてお願いいた

します。

No.34 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

山崎経済建設部長。

No.35 ○経済建設部長(山崎 力君)

アクションプランについては、今おっしゃるように20年ということでございますので、できるだけ早い時期にお願いをしたいというふうに考えております。

No.36 ○議長(堀田勝司議員)

再質問がありましたら、挙手を願います。

山盛左千江議員。

No.37 ○6番(山盛左千江議員)

だから、できるだけ早い時期ではなくて、どういうタイムスケジュールで検討中のものを決定にして、料金を決めていかれるのですか。

No.38 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

山崎経済建設部長。

No.39 ○経済建設部長(山崎 力君)

先ほど申しあげましたように、今鋭意内部で調整中でございます。

No.40 ○議長(堀田勝司議員)

再質問がありましたら、挙手を願います。

山盛左千江議員。

No.41 ○6番(山盛左千江議員)

広報によりますと、汚水処理原価と下水道使用料単価というグラフがついています。豊明市の維持管理費というのは、支出の方が87円かかっているけれども、収入は82円しかいただいていないので、5円赤字だとか、賄えてないという説明になるんですけども、全国の平均、それから一般都市の人口5万人以上のところの維持管理費を見ますと、全国は66.9円。それから5万人以上の都市のところは68.8円というふうに、豊明市に

比べると大変低くなっています。市長は何度も今までも言っておられますけれども、コストの縮減だとか効率化、こんなことを考えていければ、この豊明市の維持管理費の部分が、まずは小さくできるのではないのでしょうか。その努力はどのように考えていらっしゃいますか。

No.42 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。
山崎経済建設部長。

No.43 ○経済建設部長(山崎 力君)

もちろん、今おっしゃられるようにコスト縮減だとか、そのところで改革はしてまいりたいというふうに考えております。

No.44 ○議長(堀田勝司議員)

再質問がありましたら、挙手を願います。
山盛左千江議員。

No.45 ○6番(山盛左千江議員)

すみません、議長、再質問は手を挙げているので、「ありましたら」というのは、もう省いてください。

そういうふうに鋭意努力をされるということですがけれども、鋭意努力をすると、どのくらい維持管理費が下げられるのか。それによって今の 82 円の料金で、今はマイナスだとおっしゃいますけれども、それがどのくらいプラスに転じることができるのか。それがわかった上で、じゃ資本費をどのくらいその中に含めていけば、市民に理解していただけるような料金になるか、そういう考え方の筋道が自然かと思えます。

まず、90 円ぐらい維持管理費というふうに言ってしまうことは、大変危険なように思いますけれども、まずは努力すべきところは何なのか。努力すれば幾らになるのか。そこからではないでしょうか、お願いします。

No.46 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。
山崎経済建設部長。

No.47 ○経済建設部長(山崎 力君)

そういったことでございますので、今そういったことを中心に調整をしている段階でございます。

ます。

No.48 ○議長(堀田勝司議員)

再質問がありましたら、挙手を願います。

山盛左千江議員。

No.49 ○6番(山盛左千江議員)

では、そういったことで維持管理に係る費用を少しでも削減するための工夫をし、資本費もこれから検討し、どんなタイムスケジュールで市民に公表していけるのでしょうか。再度お願いします。

No.50 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

山崎経済建設部長。

No.51 ○経済建設部長(山崎 力君)

できるだけ早い時期に提示をしてまいりたいというふうに考えております。

No.52 ○議長(堀田勝司議員)

再質問がありましたら、挙手を願います。

山盛左千江議員。

No.53 ○6番(山盛左千江議員)

行革どおり進めようとしたら、12月議会ではとても間に合いません。12月に決定したら、2月の広報ぐらいにしかできないものですから、とても多くの人たちに影響する改定ですので、間に合わないと思います。ということは9月議会になるわけです。9月ということになりますと、事前に汚水量が増えると、どんどん料金も変わっていくものですから、そういった計算もしなくてははいけない。本当にそれで間に合うのでしょうか。それとも、ある程度決まっているけれども、今おっしゃられないだけなんですか。本当にこのやりとりを聞いていて疑問に思います。

それから、下水道法によりますと、非能率的管理に起因する原価は、使用者に転嫁することを禁止するというような法律で文言がございます。現在のところ、下水道課には職員を6人配置しておりまして、収納率も余り高くないような状況です。それで水道企業団にお伺いしましたら、そこは6カ月以上お支払いしないと、水道をとめてしまうものですから、99.9%の収納率なんです。市の職員が収納で電話をかけたり、訪れたり、あるいはいろん

な文書を送ったりするのではなくて、水道企業団にお願いしていけば、収納率は高まりますし、多少委託料は増えるかもしれませんが、人件費の削減になるかと思います。

それから一昨日でしたか、収納について何やら検討会というのをつくられまして、いろんな税の滞納についての検討をしながら収納率を高めるというような答弁もございました。下水道も当然その中に入っていると思われまして。とすると、そこをお願いしていけば、そこと一緒にやっていけば、もっと効率よく収納業務が進むわけです。となると、今の維持管理費も下がってまいります。そういったことをまず検討した上で料金を決めていく。そのためには余りにも時間がなさすぎるように思います。余り急がずに、ゆっくりと進めていかれることがいいかと思います。

それと意見書の中には、調整区域の事業はバランスをとりながら、健全な下水道財政を目指して時期や量を確定するのが望ましいというふうに書いてありまして、今の答弁はまたその繰り返しなわけです。だから今の下水道会計の財政が健全化されるというのは、どういう状態のことを考えていらっしゃるのか。健全化されたら調整区域に進められるということですけども、そういうことになるのと何が健全化なのかというのが大変気になってまいります。

それで広報を読みますと、「健全な下水道財政に向けて」で、健全な財政とは使用料収入で維持管理費、資本費を賄えることと書いてあるわけです。ということは、資本費も含めて料金に跳ね返らせると、もう健全になったんだ。健全になったんだから、調整区域にも工事を進めていいんだというふうにも読めてしまうんですけども、そういう判断になってよろしいでしょうか、お願いいたします。

No.54 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

山崎経済建設部長。

No.55 ○経済建設部長(山崎 力君)

先ほど申し上げましたように、まずは今の下水道財政の健全化、これが第一でございます。調整区域の展開は、その後また適正な判断をして展開するということでございます。

終わります。

No.56 ○議長(堀田勝司議員)

再質問がありましたら、挙手を願います。

山盛左千江議員。

No.57 ○6番(山盛左千江議員)

ですから、健全化とは何ですかと。料金に維持管理費と資本費を含めて徴収したら、健

全化だと書いてあるんです。ということは、20年から料金を値上げしたら、はい、健全になりました。調整区域にも拡大できますという言いわけが立ってしまうように思うんですけれども、そういったことが起こってくるのでしょうか。

さっきも言いましたけれども、市街化の人であっても20年、30年、都市計画税を払いながら、下水道の接続をずっと待っていた方がみえるわけです。料金を値上げされて、さあ次から調整区域ですと、そんなことで理解が得られるとは思えないものですから、バランスとは何なのか。健全化とは何なのか。そしていつからどのように、きちんと市民が納得できるような料金を決めていかれるのか。その点をお伺いしております。お願いいたします。

No.58 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

山崎経済建設部長。

No.59 ○経済建設部長(山崎 力君)

健全化というのは今おっしゃるように、この広報にも載せてございます。資本費を負担をしていただくということでございますが、まだこれはしておりません。今現状を申し上げますと、維持管理費も賄えていない状況でございますので、そういったものを含め、それから資本費をどの程度負担をしていただくかということでございますので、それが第一ということでございます。

それから、先ほど来から申し上げておりますように、調整区域への展開はこれとは別の問題でございますので、その展開については時期を見計らって展開するというところでございます。

No.60 ○議長(堀田勝司議員)

再質問がありましたら、挙手を願います。

山盛左千江議員。

No.61 ○6番(山盛左千江議員)

維持管理費も賄えていないと言われるんですけれども、今の料金で賄うための努力をまだしてこなかったということだと思うんですよ。それをまずしてください。そうしたら、維持管理費が賄えないということはなくなるわけです。まずそこをした上で、じゃ資本費をどのくらい入れるのか。そういう段階だと思うんです。なので、多分9月議会に上程しないと間に合わないとは思っているんですけれども、それには余りにも時間がなさすぎるので、もう少しゆっくりやられたらどうですかというふうにお伺いします。

行革でいう4月というのは、絶対守らないといけないものなのでしょうか。それとも、場合によっては計画ですので変更もあり得るのでしょうか。ご答弁をお願いいたします。

No.62 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

宮田企画部長。

No.63 ○企画部長(宮田恒治君)

行革の3年間で11億円削減というのは、あくまで目標額として定めてあります。必ずしもこの金額が実行できるかということは、まだ確約はできません。特に使用料金ですので、これは市民の皆様の理解、それから議会の皆様の議決が必要になってきますので、必ずこの金額がすべて実行できるというのは、まだ計画ではできない状況でもあります。

終わります。

No.64 ○議長(堀田勝司議員)

再質問がありましたら、挙手を願います。

山盛左千江議員。

No.65 ○6番(山盛左千江議員)

額については、そういうことでわかりました。

じゃ、時期についてはいかがでしょうか。

No.66 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

宮田企画部長。

No.67 ○企画部長(宮田恒治君)

時期につきましても、市民の皆様の合意、それから議会の議決等が必要になってきますので、その判断によって変わっていくと思います。

終わります。

No.68 ○議長(堀田勝司議員)

再質問がありましたら、挙手を願います。

山盛左千江議員。

No.69 ○6番(山盛左千江議員)

では、慎重に審議する時間がどうもとれる可能性が出てまいりましたので、その点をまず

よろしく願いいたします。

では、市長への質問にかわってまいります。余り時間がないので、ちょっと準備したものを飛ばしますが、「きらっと光る」ということですが、日本経済新聞社が発行している行政サービスランキング調査というのは、ご承知だと思います。これはサービス水準編と行政革新編という2つに分かれておりまして、豊明市はこのところ、ずっとサービス編の上位ランキングに名前が出てきて、前市長はいつも自慢されていたんですけども、下水道料金が安いとか、普及率が高いとか、それから保育料なんか安い。あるいは学童保育所がたくさんあるとか、そういったサービスが豊明市はすごく充実しているものですから、ランキングが高かったわけです。それに反して行政革新編というのは、前市長は今まで口にされたことがないし、ちょっとその資料を見ても順位が出てこないものですから、その程度なのかなというふうに思っていたんですけども、今のきらっと光るにしても、政策についても、予算の要るものと要らないものとありますよね。同じように行政革新というのは予算の要らないものが多いかと思えます。

1つは透明性ということ、情報公開度がどうであるかという点。それから市民参加度。これもそんなに予算が要ることはありませんね。それから利便性とか効率化、活性化、こういった4つの項目が、その調査の項目に上がっているんですけども、もちろん市民へのサービスを今までどおり維持して、ランキングを上げていくということも重要ですけども、それ以外の点についても今まで遅れていたというか、その分がたくさんあるものですから、その辺を重点的に実施していければ、またその辺でも豊明市はきらっと光れるのではないかと。また、相羽市長の得意な分野ではないかと思うんですけども、いかがでしょうか。

No.70 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

時間が迫っておりますので、答弁は簡潔にお願いします。

相羽市長。

No.71 ○市長(相羽英勝君)

まさにご指摘のとおりでございます。今、透明性の問題ということで私が一つ懸念しておりますのは、個人情報保護法というのがありまして、保護法がある意味では過大解釈とか何かして、我々の方、行政の方からオープンにしなければいけないようなデータ、情報まで、若干制約を受けるというような言い回しをして、公表ができてないという部分もあろうかと思えますけれども、ただこれからは私は今ご質問にありましたように、やはり市の行政の価値観を高めるといいますか、そういう部分でいきますと市民の参加度だとか、あるいはもっと言うと市民と一緒にやっていく豊明市の特産物をつくるか、あるいはその特産物も有機循環型の一つ、堆肥でしっかりつくるか、堆肥の成分分析だとか、有効性だと

か、実際にどういう作物に適用すると一番いいのか、そういうところを今一生懸命確認して、内容を精査しておりますので、そういうことも含めて、あるいはもう一つ私がやりたいなという気持ちを持っていますのは、豊明にはごみがないと。例えばポイ捨てをなくし、豊明をきれいなまちにしたい。どこから見ても豊明に行ったらごみがない。そういうきれいなまち、よくシンガポールなんかはそう言われますけれども、私も市民の皆さんと一緒にやれること、あるいは行政でやれること、そういうものはしっかり分けをして取り組んでまいりたいというふうに思っております。

以上です。

No.72 ○議長(堀田勝司議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

山盛左千江議員。

No.73 ○6番(山盛左千江議員)

相羽市長のリーフレットに「市民参画による市政改革の徹底」という言葉が出ておりました、すごくうれしかったんですけども、これはちょっと確認しておきたいんですけども、まさか市民を使った安上がりのサービスで行革をすることが、市民参画による改革の徹底ではないですよということ。それから基本方針に市民への情報公開、ディスクロージャーの推進というのもありました。情報公開は市民参加に欠かせないわけですけども、市長がお考えになっている情報公開というのはどの程度のものなのか。今よりもっと進めていくということだから、わざわざ書かれたんだと思うんですけども、例えば市にとって不都合なもの、あるいは意思決定過程のもの、そういったものも今後積極的に市民に公表し、市民参画を進めていっていただきたいと思うんですけども、その考えについてお願いいたします。

No.74 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

相羽市長。

No.75 ○市長(相羽英勝君)

答弁をさせていただきます。

第1点は、市民参画云々ということですが、私がそこで書きましたのは、市の行財政改革に市民の皆様にも仲間に入ってもらって、ある意味ではアイデアを出してもらおう。そういう意味での行革アイデアオリンピックというものを私はやりたいということが1点です。

それからもう一つの透明性の問題は、あえて都合が悪いという情報でも市民の皆さんに

公開して、ご理解をいただいて協力をいただくというような情報もあるわけです。ですから、そういう部分も含めて私は前向きにやりたいというふうに思っております。むしろ隠すということがマイナスにつながる。そういう考え方よりもオープンにすることが、大きな豊明の市政の改革につながると、ここら辺のところはきちんと精査をして、公開をしていきたいと思っております。

以上です。

No.76 ○議長(堀田勝司議員)

再質問がありましたら、挙手を願います。

山盛左千江議員。

No.77 ○6番(山盛左千江議員)

今、力強いお言葉をいただきました。豊明市では何年に1回というぐらい不祥事が起こりまして、なかなかそういった隠ぺい体質みたいなものが今まで払拭されずにきたと思います。相羽市長はその点についてもどんどんメスを入れていていただきたいと思いますし、市民の参画が行政改革のアイデアオリンピックのためだけではなく、住民の自治といった視点でもって市民参画を進めていただければ、もっと市民も汗をかくことも惜しまず協力してくれるというふうに思いますので、その点について今後ご努力をお願いしたいと思います。

いずれにしましても、豊明市にはいろいろな点もございます。また、そうじゃない点もございます。これから市長はいろいろ見えてくると思いますけれども、果敢にそういったことにチャレンジし、チェンジするんではしたか、3つのCとありましたね。その志をずっと持ち続けて豊明市のために努力していただきたいと思います。議会から小さな力ではありますけれども、応援させていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

以上で私の質問を終わります。

No.78 ○議長(堀田勝司議員)

これにて、6番 山盛左千江議員の一般質問を終わります。

ここで、10分間休憩といたします。

午前11時休憩

午前11時11分再開

No.79 ○議長(堀田勝司議員)

休憩を解き、休憩前に引き続き一般質問を行います。

5番 榊原杏子議員、登壇にてお願いいたします。

No.80 ○5番(榊原杏子議員)

議長のお許しをいただき、一般質問を始めさせていただきます。

相羽新市長におかれましては、これまで一般質問への答弁を中心に、さまざまな分野へのお考えや姿勢を述べられていらっしゃいましたが、お聞きしてきて大ざっぱな感想ですけども、市長が変わるというのは、後継者と言われる方であっても、やはり大きなことであり、新鮮味があるものだなというふうに強く思いました。強く同意したい点もあり、またそうではない点もあったように思いますが、今後の市政運営には期待をさせていただきたいと今思っております。私からも少しばかりお聞きをいたしますので、先ほどの質問と少々重複する点もあるかもしれませんが、よろしくお願いをいたします。

1番目の質問は、行革についてお尋ねをいたします。

第5次行政改革大綱と第1次アクションプランについてお伺いをいたします。

初めに、市長に対し行革全般へのお考えをお尋ねいたします。民間企業での経営実績というものを、随所で強調されている市長であります。この5月以降の短い間にも民間と行政との違いを意識される場面がたくさんあったのではと思います。特に、民間とのどういった違いに気をつけて、今後の改革を進めていけますでしょうか。生産性、採算性、出口主義への転換、他の自治体との差別化など、いろいろおっしゃられていますが、自治体の責務として後退の許されない部門については、不採算、非採算部門であっても誇りを持って守り、強めていけますよう、改めてお願いをする次第であります。

第5次行政改革については、市長が就任される前に策定をされたものですが、「アクションプランにはない項目でも自分の意向も入れていきたい」という発言が、全員協議会においてなされたかと思えます。現在、行革の項目として具体的になっているものがありましたら、お示してください。

また、選挙のときのマニフェストに書かれた職員の意識改革、やる気と能力アップで年間2億円以上の成果ということについては、他の議員への答弁の中で、550人の職員が1日のうち10%の時間を生産性向上に費やし、55人分の生産性が確保されると、給与月額40万円として、2億円以上だというような説明がありました。これを達成する方策とは一体どのようなものでしょうか。また、その成果として得られたものはどういったことに振り向けるおつもりか、お聞かせいただきたいと思えます。

続いて、担当からお答えいただければと思いますが、これまでの行革との違いについてお聞きをいたします。

第4次までの行革に比べて、削減目標額というのは大きく増えてまいりましたが、どういった理由によるものでしょうか。大綱とアクションプランという形にしたことにより、どういったメリットがありますでしょうか。また今回、初めて長期の財政推計が掲載されたわけですが、これはこのままだとうなるというものだけで、行革の結果を加味するとどうなるかとい

うことがわかりません。結果、どうなるかというのが市民の知りたいことですから、行革が反映された推計というのも掲載すべきと考えますが、いかがでしょうか。

第1次のアクションプランに続き、第2次のプランを作成するに当たっては、何年度の数値を基準にいつごろ作成し、第1次アクションプランの進行状況はどの程度反映可能なものでしょうか。そして、大綱の見直しというのはどういった契機に行われるのでしょうか、お尋ねをいたします。

さらに、行革として組織体系の改革についてもお聞きをいたします。

現在ある人材育成計画は今年度で終わりとなりますが、その後の人材育成はどのように進められていきますでしょうか。また、団塊世代以降の大量退職による人員の入れかわりや、行革に伴って事業が見直されることなどにより、いずれ大幅な組織機構の改変も必要になると予想されますが、いつごろなどの見通しがありますでしょうか。

また、新たな任用制度や民間委託、電子化のさらなる推進など、必要な人員数に直接変化を及ぼす取り組みと、組織改変、定数管理計画とはどのように関連していくか、示される予定がありますでしょうか。

民間委託については、人員削減のためには委託に出したいが、事業自体は委託によってコスト削減につながらないという場合は、どのように対処をするのでしょうか。

また、行政評価制度による評価が定着してくると、これと予算編成の連携がどのように行われるのか、行革との関連についてもお答えください。

2番目の質問、保育行政について数点お伺いをいたしてまいります。

まず、保育料滞納への対応についてお尋ねをいたします。

昨年から話題になっている給食費の未納問題に続き、読売新聞が調査し報道して以降、保育料の滞納についてもにわかに注目が集まっています。これを受け、厚生労働省も自治体への実態調査に乗り出すこととなり、夏までに対応を取りまとめ通知を出すことを決めたようです。先週の一般質問への答弁によると、当市の保育料収納率は99.22%、滞納者は21人で、額は243万円余ということでした。読売新聞が調査した主要都市73市区の滞納率が2.3%ということと比較すると、当市は0.78%となり、大分少ないようですが、現状をどのように分析され対応をされているのか、お尋ねをいたします。

マスコミでことさらこのことが話題となるのは、支払い能力が十分あるのに払わない、いわゆる悪質な滞納者の存在が非常にショッキングだからだと思われませんが、もちろんそれはすべてではなく、一部のことであり、経済的に困窮していて、やむなく滞納に至るケースが存在することは言うまでもありません。財産差し押さえ、登園拒否などの厳しい対策をとる声が高くなってきていますが、児童福祉という観点からも一律に強硬措置に踏み切ることは望ましくありません。厚生労働省の担当者も、本当に払えない人への軽減措置を丁寧にした上で、問題のあるケースには毅然とした対応をとるようにとコメントをしています。さて、この悪質滞納者と生活困窮による滞納者を市としてはどのように区別し、強硬措置についてはどのような考え方で当たるか、お聞かせをいただきたいと思えます。

次に、保育料の見直しについて質問をいたします。

先週の答弁では、定率減税の廃止だけにかかる改定はせず、今年度中に見直し、来年度から新しい徴収基準額表を使うとのことでした。昨年5月の臨時議会では、税制改正によって特に民生関係の個人負担に影響が出ないように策を講じるとされていたのに、便乗値上げ的な事態になってしまったことは大変残念に思っております。さらに、この全面見直しに当たり、行革の中で現在17段階で運用している階層区分を見直し、階層を減らすことを検討するとされています。階層は細かくするほど負担の公平化が図れるものであり、新たにより細かく20以上の階層に分ける自治体も増えている中、なぜ逆行する見直しを検討されるのか、全く疑問であります。まして、それを適正化と表現していることには、非常に違和感を覚えます。階層が多いことで何か問題点が今までにあったのでしょうか。また、全体的な見直しの方向性はどのようになりますか、お尋ねをいたします。

最後に、保育に関する職員体制についてお伺いをいたします。

病児保育、病後児保育、夜間や休日保育、延長保育のさらなる拡大など需要にこたえ、今後ますます多様な保育事業を展開することが求められますが、現状でさえ市職員全体の定数管理の影響で保育士の正規職員が足りず、臨時職員がクラス担任を受け持つ状況が改善できないというような状態で、どのように対応をしていけるのでしょうか。全体の定数についても安易に数を決めることはできませんが、保育士など専門職については、また全体の方向とは別に考える必要を強く感じます。個別に検討し、保育士は増員という方針になっても、市民の理解を得ることは可能だと思いますが、いかがでしょうか。

また、指定管理者制度などの民営化検討を踏まえた上での職員体制の変化は想定されていますでしょうか、お答えください。

以上で壇上での質問を終わります。

No.81 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

相羽市長。

No.82 ○市長(相羽英勝君)

榊原議員の方からいろいろご質問をいただきましたので、とりあえず私に関連するところを答弁させていただきます。

まず第1に、行政改革の問題がありましたけれども、その前に民間と行政の違いというところの話があります。これは私なりにわかりやすく言いますと、民間と行政の違いは、一つは民間は必ず決まったお金が入ってこないということです。行政はある程度税收ということが見込めるということでございます。民間は商品で失敗したり、あるいはカスタマー・サティスファクションといいましょうか、顧客満足度を損なうようなことをやれば、予算は組んでもお金は入ってこない。こういうことが一つあると思います。

もう一つは、採算計算を当然のことですからしっかりやるということです。ご承知のように、必ずプランをつくれればチェックをする。チェックをすれば反省して次のプランに生かす。そしてまたアクションを起こして、チェックをして、そしてプランにつなげる。よく言われるPDCAという形のもので、私はどちらかというところ、そこら辺のところ行政と民間の違いというのが顕著に出てくると思います。

ただ、違いはあっても両方ねらいは一緒ではないかなと、こういうふうに思っていますことは、やはり行政コストというのは、きちっと把握しなければいけない。コストがかかるから行政サービスの低減につながるとか、行政サービスを減らすとか、そういうのではなくて、きちっとコストを明確にして、そのコストを市民の皆さんにも理解をしていただき、また議員の皆さんにも理解をしていただき、そしてそこで知恵と工夫を働かせて、やはり改善すべきものは改善し、ご負担をいただくものはご負担をしていただくというような形で、コストがはっきりしていないところに、効果的な行政というのは私はできないのではないかなというふうに思っております。

ただ、コスト一辺倒ということを行っているわけではありません。皆さんの家計も多分、お父さんあるいはお母さんがお働きになって家計簿というのがあると思いますが、家計簿がしっかりしてなくて、それぞれの家庭で健全な生活が営めるということにはつながらない。例えば未曾有の収入のある人は別です。奇想天外な収入のある方は、計画的な家庭の家計簿をつくらなくてもできるかもしれませんが、そういうことは例外だというふうに思います。

それからもう一つは、先ほど山盛議員のご質問にもお答えしましたけれども、行政の方もいろいろ改善活動というのはやるわけでありましてけれども、やはりデータをきちっととるということを民間はしっかりやります。ただ、余り近隣市町の状況を見て、民間というのは近隣市町というように同業他社、あるいは異業種、むしろ異業種のデータをしっかり見て、経営計画、戦略計画をつくっていく。むしろ同業他社よりは異業種を見てやっていくというのが、民間の考え方でございます。そういう面では、私はこの行政もある意味では近隣市町を参考にすべきところもたくさんあると思っておりますけれども、それだけではなくて、やはり口を酸っぱくして申し上げているように、民間のいいところも行政としては取り入れる必要があるという意味で、こういうことを申し上げているわけでありまして。

それと、もう少しはっきりわかりやすくした方がいいというのは、一般会計、特別会計という会計処理です。市民の方にはなかなかわかりにくい。これもいろいろな制約があつてのことですけれども、そういうものを公な形で広報に今出しておりますが、できたらこれをもう少しかみ砕いたかわら版みたいなものでご理解がいただけるように、そしゃくして出すというようなことも、ある意味では民間では必ずやるわけですね。株主総会がありまして、株主総会ではやはりわかっていたかまで議論をするわけでありまして、株主ということになれば市民の皆さん、税金を払っていただく方が、会社でいえば株主というような形になるかと思っております。

あと、いろんな今までの市役所の中でつくられているプランがございましてけれども、これ

については私はまだ正直いって十分理解をしていないところもありますので、担当の者から回答というか、ご質問に対するお答えをさせていただきますので、よろしくお願いします。

No.83 ○議長(堀田勝司議員)

宮田企画部長。

No.84 ○企画部長(宮田恒治君)

それでは、ただいま質問にありましたことについて、順次お答えしていきたいと思えます。

まず最初に、これまでの行革との違いはどこであるかということですが、これまで4度にわたる行政改革では、財政状況の分析と将来の財政推計は行ってきませんでした。スクラップアンドビルドを基本にした削減目標額を設定し、行政改革をこれまで実施してきました。

第5次行革では将来の財政推計を行った結果、今後も平成19年度と同様のサービスを行っていきますと、財源に不足が生じることがわかってきました。このため、これまでの行革で実施してきました人件費の削減や事務事業の見直し以外に、一般会計の財政健全化と同様、特別会計の健全化に向けて市民の皆さんに負担の協力を求めなければならない状況になってきました。よって、これまでの行革に比べて削減目標額は、以前と比べましてかなり大きな額となってきています。

そして、大綱とアクションプランの2つに分けたということは、大綱は期間は定めず、長期にわたる行革の方針といたしております。時代の状況変化に応じて見直しをすることとし、アクションプランを3年ごとに策定することによって、これは行革の空白期間をなくするという考えであります。3年過ぎましたら、すぐ次の行革に進行するという考えであります。

それから、第2次アクションプランはいつつくるかということですが、第2次アクションプランは、平成22年度から24年度の3年間の予定でありますので、これを21年度中には策定し、22年度から実行できる計画としていきます。

それからまた、財政推計に行革を反映した数字を入れるべきではないかということですが、行革の見込額は項目によっては実際とはかけ離れたこともあるかと思えます。不確定要素もあると思えますので、これは考えておりません。ただし、行革の結果については毎年公表していきます。

それから、行政評価によって予算はどう反映させるかということですが、行政評価についても、その結果は実施計画や予算編成についても反映させていきます。

それから、次は大綱をいつやるのかというご質問がありました。第5次行革はこれまでの市の財政状況の分析と長期の財政推計を行ったことを課題として、大綱をつくっております。市の財政健全化にどのような道筋をつけるかというのが、今回の第5次行革の課題でもありますので、この大綱の考えは財政健全化が達成されたときには、また次の新たな行

革大綱を策定する考えでいます。

それからあと組織体系の改革で、人材育成の今後の見通しはというご質問がありましたので、平成14年に「人材育成基本方針」を策定いたしました。翌年15年には「人材育成基本方針実施計画」を策定し、この実施計画の46項目のうち、既に43項目が実施済みとなっております。残り3つの項目については、今年度中には実施もしくは検討に入っていきたいと思っております。

それから今後、平成20年度以降の方針はどうするかということでもありますけれども、20年度以降についても、また人材育成基本方針は変わることはありません。20年度以降についても、この基本方針を踏襲していきます。

それから、新たな任用制度ですが、平成19年度からは団塊世代の大量退職が始まっていきます。長年培った能力、経験を有効に発揮できるよう、「再任用制度」を活用するよう本年度中には検討し、20年4月から施行したいと考えております。

以上で答弁を終わります。

No.85 ○議長(堀田勝司議員)

寺嶋健康福祉部長。

No.86 ○健康福祉部長(寺嶋正男君)

それでは、保育行政について3点お尋ねをいただきましたので、順次お答えいたします。

最初の保育料滞納への対応についてということで、本市の平成18年度分の保育料の滞納額は、議員が壇上でおっしゃったように21名、約240万円強という額となっております。滞納者の状況につきましては、この18年度分の状況を見ますと、外国人の方や保護者のリストラ、保護者の社会適応能力不足の方や、多重債務による借金返済などのために滞納されるケースが多いのが実情でございます。現在できるだけ滞納者の方の状況に応じて、場合によっては分納による納入などもお願いしております。

また、差し押さえ等の強硬措置ということにつきましては、児童福祉施設の保護者負担という、税とは違う部分がありますので、関係法令を十分に精査の上、ただし悪質な方に対しては断固たる姿勢で臨めるように研究してまいりたいと考えております。

それから、2点目の保育料の見直しについてというお尋ねでございますが、現行の保育料は、国の基準の7階層に対して各市町それぞれの階層で対応しております。本市の場合は17階層区分ということでありまして、これを見直しをして、保護者の所得水準に応じて、また受ける保育サービスに応じて、適正な負担額となるように見直ししていきたいというふうに考えております。

あわせて税源移譲による影響もありますので、現行の弾力徴収率を何とか維持していきたいというふうに思っております。いずれにしても、保護者にとって過度の負担とならないような階層区分の設定を配慮していきたいと思っております。

それから、3点目の職員体制につきましては、これからもますます多様な保育サービスのご要望に対応するために、かなり多くの職員を必要としてまいります。早朝保育や延長保育、いろいろな多種多様なサービスに対応するということで、その職員の確保については、いろいろと努力していきたいと思っておりますけれども、課題の一つであると考えております。

それから、指定管理者制度の導入はまだ数年先でございますので、十分に研究してまいります。

以上で答弁を終わります。

No.87 ○議長(堀田勝司議員)

一通り答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

榊原杏子議員。

No.88 ○5番(榊原杏子議員)

保育料の問題から再質問を行います。通告にも記載しているにもかかわらず、お答えをいただいている部分がありますので、お聞きをさせていただきます。保育料の滞納についてです。

悪質な滞納者と生活困窮による滞納者の区別というのは、どのように、だれが行うのでしょうか。悪質なものについては断固とした対応をとということです。税とは違うけれども、しかしながら児童福祉という考え方からして丁寧に対応をしてからと、生活困窮者に対する対応が終わってから強硬措置等の検討をするべきではないかと思っております。高すぎて払えないという現状があるのであれば、その相談に乗る、軽減策を整えるという方が先ではないでしょうか。そういったことについての今後の考え方をお願いいたします。

それから、階層が多いことにより何か不都合がありましたかということをお聞きいたしました。受けるサービスに応じて適正に負担をいただくためにということですが、行革にははっきりと階層を減らす方向の見直しだということが書かれております。私は最初は増やすのかと思ったんですけれども、階層を減らすことが適正化ということが、なぜ言えるのかということをお聞きしたいと思います。お願いします。

それから全体の見直し、来年から見直されるに当たり、全体として見直しはどういった方向に、値上げの方向になるのでしょうか、お聞きいたします。

それから、職員体制については課題であるということですが、今のままで指定管理者制度の導入については十分に検討されてということで、予定からしてもまだ大分先の様子ですので、今のところ人員を減らせる要因がないわけですが、それでいて現状は人が足りない状態、現状を解決するだけでも増員は必要である。さらに多様な保育事業へ対応していくことがこれから必要である。そういった中で課題といってもどうやって解決するの

か、さっぱりわからないんですけれども、私は壇上でも申し上げましたけれども、全体の定数について削減ということも方向として出てきています。なかなか増やすということが言いきれない。中でも保育士などの専門職場については、個別に考えていく必要がそろそろあるのではないかと申し上げます。

例えば、国においては公務員全体は縮小する方向である。ただし、安全・安心への関心が高まっていることもあって、警察官については増という方針があったり、そういうことは理解が得られるものだと思います。保育に関する需要が高まっているということは、皆さんも認識されていると思いますが、その上で現状でも足りない、そこへ人員を増強する。それはもう別に考えなければやっていけないのではないかと思いますけれども、いかがでしょうか。

No.89 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

寺嶋健康福祉部長。

No.90 ○健康福祉部長(寺嶋正男君)

まず、最初の滞納者について悪質かどうかというのは、もともとこの法ができた当時は、このようなことは想定しておりません。福祉に関して現在それぞれの状況、いずれも保育ということで保護者の方、お父さんやお母さんが毎日保育園の方におみえになりますので、その状況に応じていろんな相談をさせていただいております。非常に境界が難しいのですが、それぞれの状況に応じて対応させていただく。

それから、保育階層の見直しについては、階層をより細かくした方がいいのではないかとご指摘でございますけれども、先ほども市長がお話したように、コストを明確にしていくということで、そうした中で実際保育にかかるコストはどうであるか、どれぐらいの費用がかかっているかということもはっきり明示させていただき、国の方針はこうである、他市町の状況はどうであるかということも参考にしながら、階層区分を見直していくということで、あと弾力徴収率についても、本来 100%でありますけれども、本市の場合は現行では 66%程度ということでありますので、やはりある程度そういうことも一つ目安とした中で、どういう保育料を設定していくかということになろうかと思います。

それから、3点目の職員数については、やはりある程度先を見て、10年、20年という先を見ながら、少子化の傾向を何とかとめていきたいと思っておりますけれども、正規の職員を1人採用すれば、生涯にわたって数億円というお金も必要ですし、やはり 40年ほど働いていくということになりますので、その先まで見通せるかどうかということもございます。それで現在は、あくまでも職員と、早朝や延長保育の中で臨時職員のたくさんの方にお手伝いさせていただいて対応しております。細かな保育に対応した場合、民間の発想でいけば、例えばいろんな経営者の方ですと、園長1人が正職員、後はみんなパートの方というような対

応、保育園とは限りませんが、いろいろな会社の運営でしたら、店長1人が正社員で、後は全部パートの方でやりくりする。サービスも内容を落とさないように、ある程度やっていくということもあります。それらも参考にして、全部を正職員でというのもなかなか難しいと思います。それは不可能ではないかと思います。

ただ、職員数の確保につきましては毎年、お預かりする園児の方の定数は決まっておりますけれども、実際預かる人数は変動があります。1年間通して預かる場合もありますし、年度途中からということもありますので、そういういろいろな隙間を埋めていくためには、やはり臨時職員の方をお願いして対応していく。いろいろな方策を考えた中で、より効率的な保育所の運営に当たっていきたいと思います。よろしくお願いします。

以上です。

No.91 ○議長(堀田勝司議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

榊原杏子議員。

No.92 ○5番(榊原杏子議員)

滞納者については、それぞれの状況に応じてということですが、悪質であるかどうかということを相談されるときに決めてかかれては、もともと悪質な滞納者と生活困窮者の滞納者というものの区別というのは、全く明快に線が引けるものではないと思いますので、きめ細かく相談に乗って対応していただきたいというふうに思います。

また、その他の税の滞納についても、対応が先週から言われておりますけれども、児童福祉という考え方、自治体が保育に欠ける子どもを保育園で対応するというのは、自治体の責務でありますので、そういったことによく考慮して、また別の対応をとっていただきたいというふうに思います。親に対する強硬措置で子どもに及ぼす影響というのが極力ないようにというか、慎重に行っていただきたいと思います。

それから、階層の問題ですが、コストを明確にというふうに言われました。コストを明確に把握することは結構ですが、全体の保育料を値上げ方向に見直すということと、また階層を減らすということとは別の観点なわけでありまして、負担増につながることは同じではありますが、例えば階層を減らす、今ある17階層を減らすということになれば、必ずこれはムラが生じてくるわけです。市長が3ムをなくすと言っていたうちの一つ、ムラというものが発生します。例えば、階段状になっているものを急にするわけですから、200万円の年収の人にとっては例えば大幅アップになり、300万円の人には現状どおり、400万円の人は大幅アップ、500万円の人はまた現状どおりというような、ムラが今の体系に対して必ず発生するわけです。階層を減らすというのは、上がるか下げるかは別として、必ず公平感を欠く方向になるわけです。

なぜ逆行するかと言えば、そういったことなんですけれども、なぜ階層を減らすということにこだわられるのか。逆に言えば、国が7段階でやっているのを市は17段階、よその市町もいろいろ検討しているわけです。26段階とかということもあれば、11段階などといういろいろ幅があるわけです。国のおり7段階でやっている市町村は10.6%しかないそうです。独自に皆さんは基準を設定している。なぜかと言えば、より公平な負担となるように考慮されて、今17段階なのではないでしょうか。今の現行体制の階層が多いということで、何か不都合があったかということも壇上から再三お聞きしておりますのは、コストを明確にして負担を求めるといふこととは、また違う観点なわけなんですけれども、その点について詳しくご説明をいただきたいと思います。

No.93 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

寺嶋健康福祉部長。

No.94 ○健康福祉部長(寺嶋正男君)

それぞれのお考えがありますけれども、最初に基本的には弾力徴収率を維持した中でというふうに申し上げましたので、それで階層が17段階が正しいのか、7段階が正しいのか、それぞれの事情がありますので、今後先ほど言いましたようにコストを明確にして、極端に言えば1円ずつ違えば1円ずつ違った段階が必要かという極論になるわけなんですけれども、そうじゃなくて、それぞれのある程度の段階で、ある程度理解していただいて、受けるサービスは同じなんです。一番基本的には受けるサービスは同じなのに、所得に応じてある程度段階を分けているということでもありますので、11段階のところもありましょうし、20段階のところもありましょうし、いろんな段階、それぞれの自治体の状況に応じて段階を決めております。この17段階についても、過去のいろんな経緯があって、このような17段階というふうになってきました。それを見直す中で、現行のまず弾力徴収率を維持した中で見直していきたいというふうに考えております。

悪質かどうかということは非常に慎重を要します。ですから、先ほど申し上げましたように朝晩、父兄の方がおみえになりますので、そうした中で園長なり、保育士なり、主任なりがいろいろとお話をして、生活の状況をお尋ねした中で対応させていただいておりますので、強硬な措置をとるといふようなことは過去にはございませんし、今後もそんな考えはございません。いろいろな対応策を検討していきますし、現状でもいろいろと相談に乗っております。その園児のためになるようにということで、いろいろと相談に応じておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上です。

No.95 ○議長(堀田勝司議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

榊原杏子議員。

No.96 ○5番(榊原杏子議員)

滞納者については、強硬ということは考えていないということで、そのようをお願いをいたします。くれぐれも申し上げますけれども、ほかの税の滞納と情報が共有されたからといって、同じ対応をとらないようお願いをいたします。

それから、現状の17段階の階層を1円単位で分けろとは申しておりません。現状の17段階をなぜ維持できないのかという理由がよくわからないからお聞きしているわけです。せっかく平均よりきめ細かい対応ができている保育料体系、そういったものを持っている。誇りに思いたいところなんですけれども、それをなぜ減らす方向に検討するということで決めてしまわれるのか、適正なコストというのがまだ把握されていないと思われる段階で、そういったことを決めてしまうのはなぜなのか。現行の17段階で何か問題があるからではないのでしょうか。現行で何も問題がないのだとすれば、その17段階は維持する。あるいはもっと細分化する方向へ近づけるのが本来だと思うんですが、いかがでしょうか。

これはあえて言いますけれども、収入の多い世帯については、一段階層を上重ねて上限を上げるといったことも、適正な負担という中では考えられることだと思います。こういった情報シフトの細分化ということについても検討をされないのでしょうか。お願いします。

No.97 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

寺嶋健康福祉部長。

No.98 ○健康福祉部長(寺嶋正男君)

所得のある方、今のお話ですと、高所得者に対してはもっときめ細かく高く取ってはどうかというようなお尋ねかなと思うんですけれども、それぞれ先ほど申し上げましたように受けるサービスは同じであります。受けるサービスは同じで、後は所得に応じてご負担をいただくということで、これは介護保険なんかも今本市は6段階で行っております。国は7段階でございますけれども、過去のいろんな経緯があつて17段階と。それをもう少し見直していきたいということでありますので、その中でいろいろと検討をしていきたいと思っておりますけれども、今の所得の高い方はもっと細かくしてはどうかというのは、ご提言の一つかなというふうに思っております。

以上です。

No.99 ○議長(堀田勝司議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

榑原杏子議員。

No.100 ○5番(榑原杏子議員)

上にいく方には簡単に受け入れてもらえるようではありますが、下の方の階層に対してきめ細かく当たるということが本来申し上げたいことですので、よろしく願いをいたします。今後見直しの中ではムラが発生しないように十分に留意されて検討をしていただきたいと思います。

それから、保育の職員体制のことですけれども、部長はとにかく極端なことをおっしゃるので困ってしまうんですけれども、全部を正職ということは申しておりません。ただ、全体の定数の中で増やせないということを言われてきた。ただ、保育の現場は足りないということで、少しずつ努力してきていただいたということはよくわかっております。それを全体の定数の中ではなくて、これは個別に保育現場は保育現場だけで考える必要があるのではないかというのは、企画部長にお聞きした方がいいのかもしれませんが、そういったことの検討をされますかどうですか。このままでは全く多様な保育事業の展開は望めないと思うんですけれども、これは次世代育成行動計画の中でもやっていくことがどんどん増えていくのに、対応できないと思われまますのでお聞きしているんですけれども、この課題というのはどういうふうに関決されていくのか、お聞かせいただきたいと思います。

No.101 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

宮田企画部長。

No.102 ○企画部長(宮田恒治君)

職員の定数管理については、市全体で考えていきたいと思っております。今、各自治体は集中改革プランによって職員を削減という方向に、すべての自治体が向かっています。国の指針では22年度までに地方自治体の職員を4.6%下げることではありますが、市については1.7%しか下げておりません。しかしその先、27年度までには10%削減する目標を掲げております。これから団塊世代が大量退職に向かっていきますけれども、新規採用はこの計画でいきますと極力抑えなければならないという状況になってきます。少数精鋭主義の職員体制で行っていくことになっていきます。厳しい行財政運営の中では、職員を削減していくということは、もう避けて通れない分野だと思っております。こうして職員の人件費を削減していくことによって、新たな住民サービスの向上、それから新たな行政課題に対する対応をしていきたいと考えております。市全体で職員体制を考えていきたいと思っております。

以上で答弁を終わります。

No.103 ○議長(堀田勝司議員)

再質問がありましたら、挙手を願います。

榊原杏子議員。

No.104 ○5番(榊原杏子議員)

全体についての考え方は、また再質問いたしますけれども、保育という専門性のある部門について、これは別の考え方をしなくては、新たな需要にこたえられないのではないかとということを申し上げました。園長1人と、すべて臨時職員で公的な保育というものが担保できるものなのかどうか、私は非常に疑問に思います。

こういった全体の定数の中で今まで考えてきたことはよくわかっております。それで限界が来ているので、限界は常々あちらこちらから指摘されているじゃないですか。ですので、保育については別の考え方をしてはどうかということをご提案申し上げました。どうぞよろしくご検討いただきますようお願いをいたします。増員は必ず必要です。

行革の定数の関係でお伺いをいたしますけれども、例えば2015年に491人にするという目標を今掲げているわけです。ところで民間委託との関係についてもお聞きをいたしましたけれども、指定管理者制度については昨年度、指定管理者制度研究会というものを立ち上げられまして、調査研究をし報告書をまとめられました。その中で当初の計画というか導入をされるスケジュールとは大分狂ってきたといえますか、もっと慎重にしなければならないのではないかという考え方が出されています。となると、この間の集中改革プランで示された削減計画というのは、指定管理者の導入も踏まえた上の人数の計画だったはずで、ということであると、指定管理者制度の導入計画がそのとおり進まないとなると、その人員、定数の削減計画についても狂いが生じるのが当たり前だと思うんですけれども、こういった見直しというか、今後の推移については既に把握をされていますでしょうか、想定をされていますでしょうか、お願いいたします。

No.105 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

宮田企画部長。

No.106 ○企画部長(宮田恒治君)

まずは指定管理者の件から少しご説明していきたいと思えます。

市の指定管理者の研究会は、あくまでも民間の企業ノウハウを使って事務の効率化と、それから住民サービスの向上の2つを目的として、指定管理者導入を検討してきました。しかし、民間企業による指定管理者というのは、愛知県の中でもまだ10%以下という状況

であります。市としてはこの民間企業で指定管理者を研究してきました。ところが、この研究の中ではいろんな問題点がまた浮上ってきておりますので、こうした問題点の課題を解決するまでは、一部委託を進めていくという形で研究会の結果がまとめてあります。

そこで、じゃ今後の人員計画に狂いが生じるではないかというご質問もありましたが、こうした指定管理者に移行できない間は民間委託を進めていきまして、また業務に直接正規職員が携わる必要がない部分については臨職、それから今後大量退職を迎えていきます、こうした職員のこれまで培った行政経験を生かしていくためには、再任用ということも考えていかないといけないと思います。そういった新たな制度を踏まえながら、職員の定数削減に向けて一緒に考えていきたいと思っております。

以上です。

No.107 ○議長(堀田勝司議員)

再質問がありましたら、挙手を願います。

榊原杏子議員。

No.108 ○5番(榊原杏子議員)

今のご答弁ですと指定管理者ではなく、そのほかの民間委託を検討していかれるということによろしいのでしょうか。

それにいたしましても、指定管理者制度を導入いたしましたときとは違う数になるはずで、それは集中改革プランに示された第5次行革にも載っております、その年度ごとの数が変わってくるということにほかならないと思うんですけれども、そういったことはないのでしょうか。

もちろん、私は指定管理者制度の導入を拙速に進めろと言っているわけではございません。最初に候補となっていた図書館を始めとして課題が多いということはよく認識しております。慎重にという声が上がってよかったなと思っております。ただし、これによって削減計画というのは、もう既に変更が生じていなければおかしいなということを感じるわけです。状況の変化に応じてそれは柔軟に対応されるということ、昨年の質問の答弁でもいただいております。こういったことについて、状況の変化に応じて見直しをされるのかどうかということをお聞きいたしております。お願いいたします。

No.109 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

宮田企画部長。

No.110 ○企画部長(宮田恒治君)

定数の変更につきましては、これから新たな雇用形態を見直すということは先ほど申し

上げました。臨職の方を使ったり、それから再任用制度を導入したり、またそのほか組織形態の見直しをしていかなければいけないと思いますが、こうしたことを使って、極力計画どおりに進行できるように努力していきたいと考えております。

以上で終わります。

No.111 ○議長(堀田勝司議員)

再質問がありましたら、挙手を願います。

榊原杏子議員。

No.112 ○5番(榊原杏子議員)

何としても予定のとおり削減をしてくれと言っているわけではないのです。状況の変化に応じて削減数ありきではなくて、逆に削減をするという方針の方を見直されたらどうですかということをお願いしているんですけども、再任用制度について言われました。新たな任用制度ということをお聞きしましたけれども、これは新たに法制化されました任期付き職員などの新しい任用形態ということをお聞きいたしました。前の部長から「現在検討しているところです」というご答弁をいただいておりますが、再任用のことも制度化しなければならないときが訪れるのでしょうか、それ以外にこういった任期付き職員、任期付きの専門職員というのをもいたしたいと思いますけれども、そういった制度についての検討はどのように進められていますでしょうか、お答えください。

No.113 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

宮田企画部長。

No.114 ○企画部長(宮田恒治君)

職員の削減に対する対応につきましては、先ほど言いました民間委託、それから臨職、それからIT化を進めていくのも一つの方法かと思っております。そして、もう一つ大きなのが組織形態の変更になっていきますけれども、今職員以外、非正規職員にお願いしている方法といたしましては、先ほど言いました臨職と、それから今後導入する考えでおります再任用制度です。これは職員の団塊世代がこれから大量に退職していきますので、これまで培いました行政経験をもう一度、行政の中で生かしてもらいたいというのが再任用制度です。榊原議員が言われました任期付きについては3年もしくは5年で、その任期の期間だけ採用するということだと思っておりますが、まだこれについては考えておりません。今のところ臨職、それから民間委託、それから再任用制度で、今後の職員数削減に対応していきたいと考えております。

以上です。

No.115 ○議長(堀田勝司議員)

再質問がありましたら、挙手を願います。

榊原杏子議員。

No.116 ○5番(榊原杏子議員)

部長がかわられましたので、よくわかりませんが、私が申し上げた任期付き職員などの新しい任用形態ということについて、現在検討しているという答弁があったものから、その後どうなったのかなと思ってお聞きをいたしているわけです。新しい制度ですので、いろいろどういうふうに使われるかというのは、各自治体でまだのところもあり、積極的に取り組まれるところもありという現状だと思いますけれども、市長が先週からおっしゃられていますように、IT関係で人員が削減できると言いますが、トータルでどういうシステムがあって、どういうふうに関係に結びついているのか、私も今まで何回も質問してきましたけれどもさっぱり判然としないわけです。全体ということがつかみにくい構造になっている。これは行政機関という中で仕方がないことかもしれませんが、そろそろそういったこともきちんと把握する、コストも把握する必要があるのではないかと私も思っております。市長のおっしゃったことに全く同感であります。ITリーダーとしてこういった任期付き職員の制度などを利用して専門家を招き、横断的に見渡していただく必要があるんじゃないかということを私は何回か提案を申し上げてまいりました。市長もおっしゃるように全体像を把握するということが、しばらく時間がかかるとは思いますけれども、市長が全体を見きわめるとするのは頼もしいことなんですけれども、細かなところまで入っていきますと、やはりほかのお仕事もありますので、専門の相応の知識を持ったほかの人に任せていくのがよいのではないかなというふうに思います。

そういう中で、また新しい任用形態ということも検討をする必要があるのではないかと思っていますけれども、任期付きの職員について今後検討をされるかどうかをお聞かせいただきたいと思っております。

それから、組織形態の見直しということで、大幅な改編ということでしょうか、機構改革ということが見通しというか、予定がありましたら、お聞かせください。

それから、コストの削減にはつながらない民間委託ということが、当市ではたびたび話題になるわけですが、これは人員削減のためであっても行うべきではないと考えますけれども、こういった場合、どちらが優先されるのでしょうか。壇上でお伺いいたしましたので、お答えをいただいておりますので、お願いいたします。

それから、行政評価制度といったものと予算編成、それから行革がどう絡んでいくのかというものが、非常にわかりにくいことになっているので、ご説明をいただきたいと思っております。お願いいたします。

No.117 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

時間が迫っておりますので、答弁は簡潔にお願いいたします。

宮田企画部長。

No.118 ○企画部長(宮田恒治君)

順不同になっていきますが、まずは行革の関係ですけれども、行革と行政評価は今同時に進行させています。行政評価の項目であっても、行革プランの項目も同時に評価していく考えであります。そして、その評価によって予算に反映させていくという考えを持っております。

それから、コスト削減にならない委託も進めているのではないかとということですが、委託する場合は必ずコスト対費用を見比べながら委託を進めていきたいと思っております。

それから、ITについてはなかなか将来が見えないということですが、まだITについてもそれぞれ業務の一部にしか進んでおりません。市役所全体のIT化が進めば、これはもう職員の削減やら、いろんなものが進んでいくと思っておりますけれども、なかなかITを進めても、まだ職員1人当たりの業務の一部を削減することにしかなっていないと思っております。

以上で終わります。

No.119 ○議長(堀田勝司議員)

再質問がありましたら、挙手を願います。

時間が残り少なくなっております。

榊原杏子議員。

No.120 ○5番(榊原杏子議員)

ITが削減に結びつくかどうか否かというのは、情報推進計画の中では、やればやるほどお金がかかるということが、当初の計画の中にも書かれております。そういった意味で横断的に見渡して、ムダを省いていただく必要が絶対にあると思っておりますので、よろしく願いしたいと思います。

それから、市長におかれましては、先週からの答弁で人材は財産ということで、削減ありきでは考えていないというようなこともおっしゃられたかと思っておりますけれども、人員数の推移については、市長が全事業をまた見直していかれると思っておりますけれども、その後改めて今の計画とは別に考えるということがありますでしょうか。「行革についてはあくまでも目標だ」というような答弁も、先の山盛議員の質問に対してはありました。変更ということもこれから可能かと思っておりますけれども、まして市長がかわられたときですので、市長から人員数の推移についてのお考えをお聞かせください。

No.121 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

答弁は簡潔に願います。

相羽市長。

No.122 ○市長(相羽英勝君)

今お話のありましたITの関係については、これははっきりいって成果が上がらなければ意味がないんです。ですけれども、段階的にやってきていますから、それをトータル化するとか、集約化するとか、そういうことによって飛躍的な成果が上がってくる余地はありますので、その辺をしっかりと私は精査したいというように思っております。

それから、組織と人の問題は、世の中の変化がこれだけ厳しいわけでありますから、この変化に対応するためには、ある程度重点施策を打たなければいけない。重点施策を打っていくということは、トータル的な組織要因の中で重点施行をしなければいけないもの、あるいは少し減員をしてもいいもの、そういう部分でやっぱり仕事の中身と社会の要請によって、ある程度柔軟に対応はしていきたいというように思っております。

以上です。

No.123 ○議長(堀田勝司議員)

再質問がありましたら、挙手を願います。

榊原杏子議員。

No.124 ○5番(榊原杏子議員)

市長にお聞きしたかいはありました。ぜひとも柔軟に考えていただきたい。人員数については減らしてしまうと、なかなか取り返しがつきませんので、今後の市政運営の中で足りないということがないように、柔軟に見ていただきたいと思います。

行革のことですけれども、この行革推計を載せましたけれども、18億の投資的経費を維持するとした場合の推計というものが載っております。それを前提とした行革になっているわけです。先ほどの市民負担と下水の利用料のこともそうですけれども、市民負担がいたし方ないものかどうかというのを判断する基準が、市民にとって余りわかりやすすくないと思います。なぜ18億の投資的経費を維持するのが、まちの維持に最低限必要という数字なのかという根拠が全く書かれておりません。逆にいえば、市民からみれば、まちづくりの維持に必要なコストという方の削減策を先に講じるべきではないか。18億をどう削っていくかということを先に考えてほしい。その後市民負担が課せられるものだと思うのが、通常感覚だと思います。その行革によっておかしなことにならないように、本当に心配をしているわけです。市民負担を求めておいて、今までの行革より格段に削減幅を上げてお

て、そしてさらにこれで財政が健全化するという保証もないわけです。この行革について、あくまで目標ということを言われておりますので、いろいろ見直す点があると思います。特に人員については慎重に、それから市民負担についても慎重に当たられますように、改めて要望をいたしまして質問を終わります。

No.125 ○議長(堀田勝司議員)

これにて、5番 榊原杏子議員の一般質問を終わります。

お諮りいたします。明6月12日を休会といたしたいが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.126 ○議長(堀田勝司議員)

ご異議なしと認めます。よって、明6月12日を休会とすることに決しました。

6月13日午前10時より本会議を再開し、議案質疑・委員会付託を行います。

本日はこれにて散会いたします。

長時間ご苦労さまでした。

午後零時12分散会

